

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年5月10日

大阪税関長 大内 聡

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
八嶋合名会社 富山県射水市庄西町2丁目4番16号	八嶋合名会社三ヶ新倉庫 富山県射水市庄西町2丁目4番16号	廃業	—	令和6年4月30日